



未来に向けた人間とAIの責任



東京大学大学院 工学系研究科
松尾研究室 特任研究員
Gambardella Andrew



Private AI
Co-Founder & CEO
Patricia Thaine



東京大学未来ビジョン研究センター 教授
(データガバナンス研究ユニット)
渡部 俊也



Privacy by Design Lab
共同創業理事
藤崎 千尋



共催  東京大学未来ビジョン研究センター
Institute for Future Initiatives
The University of Tokyo

協力  PRIVATEAI

後援  在日カナダ大使館

8.21  **水** 17:00-20:30
Tokyo Innovation Base (有楽町)

主催 Privacy by Design Lab

～ [多様な視点で対話する] 未来に向けた人間とAIの責任～

イベント開催レポート

一般社団法人Privacy by Design Lab

イベント概要	3
登壇者紹介	4
登壇1：Creating a Future of Responsible AI（Patricia Thaine様）	5
登壇2：研究を通じて人間中心のAIへ（高波旭（英語名: アンドリュー・ガンバルデッラ）様）	7
登壇3：AI&データガバナンス（渡部 俊也様）	8
パネルディスカッション	10
当日の写真	16

イベント概要

2024年8月21日（水）に以下の通りイベントを実施致しました。

名称：未来に向けた人間とAIの責任

場所：東京都千代田区丸の内3-8-3

Tokyo Innovation Base（Sushi Tech Square2階）

日時：2024年8月21日（水）

開始時間：17:00（開場16:30）

終了時間：20:00

主催者：一般社団法人Privacy by Design Lab

共催：東京大学未来ビジョン研究センター（データガバナンス研究ユニット）

協力：PrivateAI

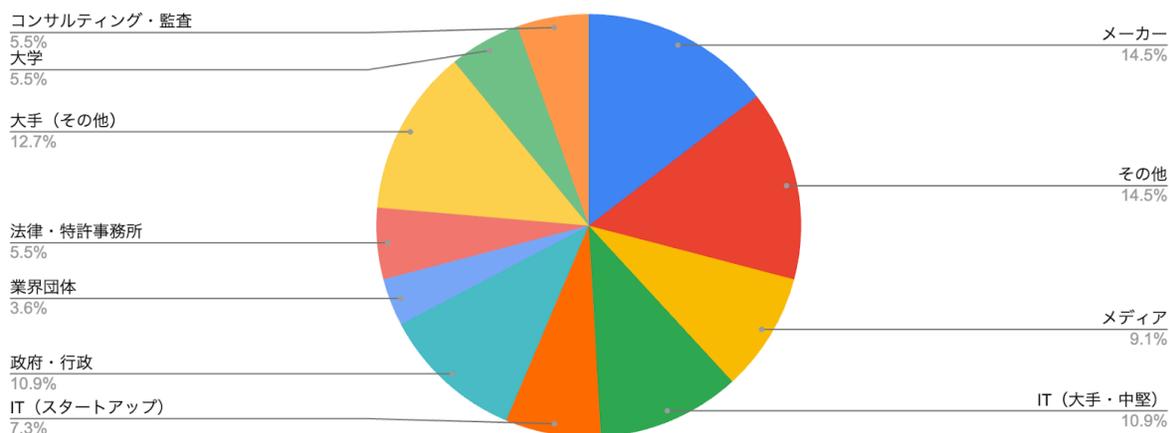
後援：在日カナダ大使館

カンファレンス登録サイト：<https://peatix.com/event/4071836/>

参加登録者数：182人（事前キャンセル7人）

当日チェックイン人数：69人

チケット購入者所属先割合（所属先記載者のみ）



登壇者紹介



Patricia Thaine
CEO & Co-Founder, Private AI

Patricia Thaine は Microsoft から支援を受けたスタートアップ「Private AI」の共同創業者兼CEOです。同社はBDCが主導するシリーズAの資金調達を完了しました。Private AIは、世界経済フォーラムによって 2023 Technology Pioneerとして認定され、GartnerのCool vendorにも選ばれました。Patriciaは、2024年のMaclean's誌のパワーリストにおいて、カナダを形作るトップ100のカナダ人の一人として紹介されました。また、トロント大学のコンピュータサイエンス博士課程の候補生（現在は休学中）であり、Vector Instituteの卒業生でもあります。Patriciaは、NSERC大学院奨学金、RBC大学院フェローシップ、オンタリオ大学院奨学金の受賞者です。彼女は1件の米国特許の共同発明者であり、マギル言語発達研究所、トロント大学の計算言語学研究所および言語学部、カナダ公衆衛生庁での10年間の研究およびソフトウェア開発の経験があります。



高波旭（英語名: アンドリュー・ガンバルデッラ）
東京大学松尾研究室 特任研究員

2013年にカリフォルニア大学バークレー校で電子エンジニアリングとコンピューターサイエンス学部で学士を取得後、ソフトバンク株式会社東京オフィスでヒューマノイドロボットペッパーのAIリードエンジニアに従事。ソフトバンクでは現実世界でロボットが対象物を認識、交流するAIアプリ"PepperVision"の開発に携わる。その後、日本のハンドライティング認識及びドキュメントクラスタリング技術を開発するCogent Labsに参画する。2017年にはオックスフォード大学エンジニアリングサイエンスで博士号を取得し、機械学習と人工知能を専攻。2021年にはベジアン移動学習技術に関する博士論文を発表し、その後は韓国科学技術院本院で研究員としてアートへの機械学習の応用に取り組む。日本に戻ってからは、AIの父でもある松尾豊教授の下、現在は東京大学で人工一般知能の研究員として活動している。



渡部 俊也（Toshiya Watanabe）
東京大学 副学長／未来ビジョン研究センター 教授

1959年東京都生まれ、1984年に東京工業大学無機材料工学専攻修士課程を修了。その後、民間企業を経て、1994年に同大学無機材料工学専攻博士課程修了(工学博士)。1998年東京大学先端科学技術研究センター客員教授、2001年からは同センター教授。現在は、東京大学副学長、未来ビジョン研究センター、工学系研究科技術経営戦略学専攻教授(兼)、一般社団法人日本知財学会理事(会長)などを務める。知的財産政策とマネジメントに関する実証分析やケーススタディーなどを通じて、知的財産政策、イノベーション政策や技術経営の分野で研究論文等多数 (<https://researchmap.jp/toshiyaW>を参照)。政府の知的財産戦略本部構想委員会座長、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議座長などを兼務。



藤崎千尋
一般社団法人Privacy by Design Lab 理事

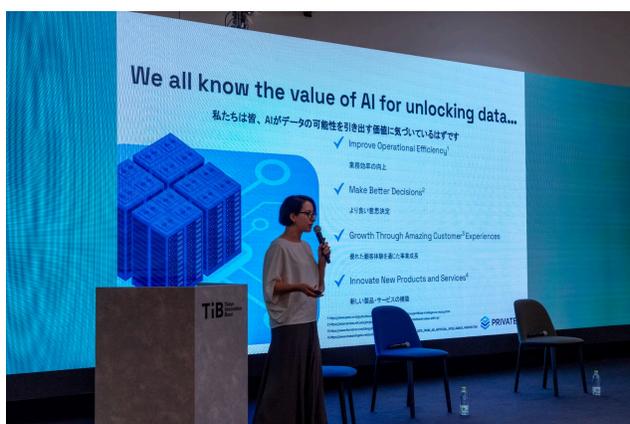
2004年に大手印刷会社に入社し、消費財の新商品開発に従事。2006年には地方事業部の事業戦略部門にて、社員教育、営業企画、法務、プライバシーマーク取得事務局などを担当。2014年からは基幹事業部の事業戦略部門に異動し、経営VISIONの策定や社内浸透など、組織開発のプロジェクトをリーダーとして推進する。2021年からは同社のデジタル系子会社のR&D部門に移り、プライバシー保護技術基盤やメタパスにおけるアバタープライバシー尊重、デジタルIDに関する研究および戦略策定を担当。現在は2024年からは、生成系AIを含む業務改革と並行して、AI倫理方針策定プロジェクトやプライバシーガバナンス構築に向けたプロジェクトにも参画している。また、パラレルキャリアとして2020年に一般社団法人Privacy by Design Labを共同創業し理事を務め、情報処理学会のプライバシーワークショップ委員、その他データの理解を深めるための大学連携プロジェクトへの参画など、ひとり一人が尊重し合える社会の実現を目指し、様々なプロジェクト活動に取り組んでいる。

登壇 1 : Creating a Future of Responsible AI (Patricia Thaine様)

投影資料 : [Creating a Future of Responsible AI](#)

本日はご招待いただきありがとうございます。私からは責任あるAIについてお話しさせていただきます。スクリーンで投影しているように、近年数多くのアプリケーションが、LLMを通してより効率的に最適な意思決定を行うことができるようになってきています。一般的なサービスにLLMが統合されることで、より良い顧客体験に繋げるようなケースが世界中で出てきています。

ボードメンバーレベルでの議論も活発化してきていて、より広範囲のLLM利用が進んできています。それに伴い、意思決定に与えるバイアスの問題やハッキング等の脆弱性についても注目が集まりつつあり、より信頼された責任のあるAIが求められるようになってきています。



責任あるAIがどのようなものであるかを紹介すると、プライバシーやセキュリティ、透明性（説明ができる）ことが求められます。セキュリティについては、新しいタイプの脆弱性が広く誕生してきています。

NISTは二週間前に、脆弱性を発見するための指針を公表しています。プライバシーについては、事前のリスク見積もりが不十分なケースがよくあります。実装を行う際に発生するリスクが散見されます。

90%のテスト環境では、プライベート関連のクレジットカード関連情報についても実装されているにも関わらず、多くが気づいていないことがあります。

こういったことによって適切なデータ利用につながらず、問題が発生することがあります。またデータ利用の際に、法令違反により罰則金が発生することもあり、データの削除等についてアルゴリズムと関連するような問題も発生します。

規制当局からの金銭的な制裁は世界的に広がっており、欧州のAI法のような政策が今後数年単位で大きな影響を与えることになるでしょう。

公共の監視等でAI利用を禁止するなどの動きもあり、LLMのような生成AIモデルを通して個人に関連するデータを取得し続けることについても、欧州AI法では異なる関連データの活用についても言及しています。

さらに欧州ではリスクマネジメントを求める動きが広がってきているため、データガバナンス、セキュリティ、堅牢性についても整理することが必要です。

データ保護制度のもとでは、データの最小化が基本的に求められ、特定のタスク処理に対して必要な量でのデータ処理が求められるようになります。欧州GDPRでは仮名化に関する内容や匿名化についても触れられています。

データ保護法や欧州AI法案は政策過程で求められる内容を盛り込んでいます。Private AIが展開するサービスは、これらに対応するために必要な要素を含んでいます。

我々は企業がイノベーションを実現するために、責任のあるAI利用を進めていくための必要要素を提供しています。どのようなデータを保有しているのかを明確にし、保護するような仕組みを提供します。

よく直接識別子と間接識別子についての議論が起きていますが、複数の結果を組み合わせつつ実現性に繋げていくことが必要になります。

認証モデルには第三者からの監査モデルを採用し、責任あるAIモデルを実現するための必要な技術リソースを準備し、サイバーセキュリティやコンピューティング等の実装を目指していきます。



登壇2：研究を通じて人間中心のAIへ（高波旭（英語名: アンドリュー・ガンバルデッラ）様）

投影資料：[研究を通じて人間中心のAIへ](#)

AIは2017年に新しいニューラルネットワークが誕生して以降、より注目が集まるようになりました。1952年から2008年には深層学習以前の時代を経て、新しい学習の時代が到来しています。これは指数関数的な成長を実現し、計算は指数的に成長しています。



また新しいエマージングAGIが誕生し、2023年から新しいLLM（一般AI）が出てくることになります。

一方、生成AIについては人類滅亡のリスクがあるとヒントン教授のような方々は懸念しています。

生成AIでなくても誰かの顔を判断する警察用のAIや採用に関するAIも同じような意味を持つことになります。こういったリスクはまだAGIで達していない領域ではありますが、今後AI研究が進化することによって繋がっていくと考えています。

データセットサイズを一緒に大きくするとLLMは一緒に賢くなっていくことになります。現在AIに使われているデータについて話をすると、githubやwikipediaのような大きなデータ量をいかに安全に活用するのが大きなテーマになっています。

人間はChatGPTを見て、気になることを打ち込み、AIはその内容を確認して学習します。訳のわからない文字列を入力することで、ChatGPTを攻撃することになります。こういった意図的な攻撃に対してはChatGPTはまだ対応できていません。個人情報も同様です。

松尾研究室でもプライバシーを保護するようなAIを研究していて、生成AIに対して、新しい学習を加えた場合にどうなっていくのかについて研究を進めています。その研究を通してわかってきたのは、LLMが忘れたふりをすることがあるということです。

登壇3：AI&データガバナンス（渡部 俊也様）

投影資料：[AI&データガバナンス](#)

今回は制度的なお話を中心に、日本のデータ、AIガバナンスについてお話しできればと思います。資料については私の[サイト（リサーチマップ）](#)にアップしているので、気になる方はこちらをチェックしてみてください。

今年の11月26日にスタートアップピッチのようなイベントを実施する予定で、well-beingを実現するためのスタートアップエコシステムをコンセプトに実施する予定です。8月31日まで書類募集を実施しているので、ご興味あればご参加ください。



イベントを企画する際に、スマートシティをテーマとして考えた時には、AIを使うことが目的ではなく、スマートシティに住んでいる人のウェルビーイングをどのように高めるのかを考えていくことが必要です。

PrivateAIが拠点としているトロントでは、Googleの関連会社関わっていたスマートシティプロジェクトが世論に受け入れられず、最終的には撤退してしまったというケースがありました。

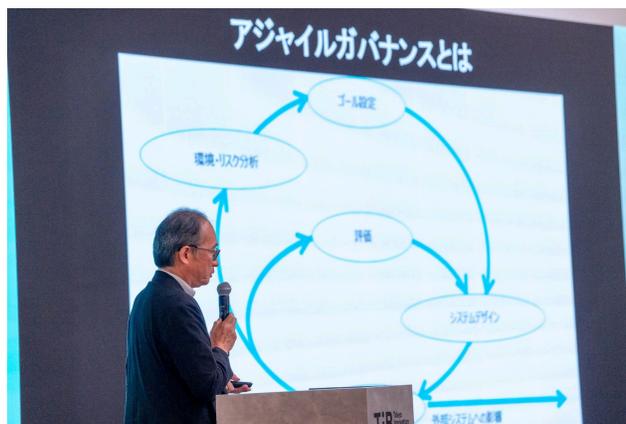
本来の目的がスマートシティを良くしていくのではなく、違った目的でデータを利用しようとしていたことが問題になったケースです。

Googleを利用する時には様々なパーソナルデータを提供することになり、Googleにライセンスを与えることになる。利用者一人一人がGoogleとライセンス契約を実施しているのです。

監視カメラ等は撮影されている人が気付かないうちに、マーケティングのためのデータとして取得されてしまっていることもあります。

今では低軌道衛星データの精度も高くなってきているので、衛星データの利用方法の問題についても今後問題になってくるでしょう。法律に準拠したコンプライアンスの問題だけでなく、プライバシーについても考えることが必要になっていきます。

お客様やステークホルダーの不信感によって、データを活用するビジネスが成り立たなくなってしまう。最近では、コロナ禍で開発されたCOCOAがわかりやすいと思います。



COCOAについては誤解する方が非常に多かった一方で、公益的な便益を目的とした時のデータ提供については比較的受け入れられやすかったと思います。システムを理解してもらうためにはコミュニケーションが必要で、データ利用の目的とバランスをとっていくことが大切です。

AIが広がっていくとより多くの問題やリスクが出てくることになる。悪意を持った人がリスクのある使い方をするような懸念が考えられます。

著作権を含め全部法律で規制することは難しいので、受益者であるステークホルダーに向き合うための自主規制を進めていくのが日本の考え方です。

無闇に禁止するのではなく、できる限り自主規制で対応するような姿勢でAIとガバナンスを軸にステークホルダーとコミュニケーションをしていくことが必要です。

技術の進歩とともに、評価をしていきながら改善していくアジャイルガバナンスの採用が必要です。また共同規制という考え方を採用し、自主規制を守っている人たちへのインセンティブを設計することが大切であり、日本としてはこういった考え方を採用しています。

パネルディスカッション

藤崎：早速パネリストの皆さんにお話を聞いていきたいと思いますが、他のパネリストの話聞いて何か感じたことはありますか？

アンドリュー：各論はそれぞれあったが、内容としては同じものが多かったと思います。AIとプライバシーが重要であったり、利用してはいけない場面では利用してはいけない点については共感します。

藤崎：他の技術要素とAIが持っている問題との関連性がありますか？

アンドリュー：例えば暗号化等はAIと関連してくることも多く、自分が研究している言語学についても該当する箇所があります。ほとんどの研究員はAIだけでなく、他の分野についても研究しています。

藤崎：渡部先生はパネリストの話聞いて何か感じたことはありますか？



渡部：Patriciaさんのお話を通して、新しいビジネスについて知ることができ非常に興味深かったです。これから研究していることがビジネスへと変わっていくことが非常に重要であると思います。著作権を例にとると、著作権法で制限をかける方が良いという意見もあるが、実態は非常に難しい話だと考えています。

なぜなら、AIの中で何が起きているかわからないと法律も当てはめようがないのです。AIを適切に理解できなければ、学習に使ったパーソナルデータを削除したとしてもあまり意味はないかもしれません。一度データを消したとしても、仕組みの中でまた同じものが生成されてしまうことになります。

今までのオプトアウトのようなものでは規制することが難しく、AIとは何かが分かった上で規制することが必要になるのですが、これは非常に難しい問題なのです。ですので、まずは自主規制を採用することで、技術を開発する人たちが進めやすくすることが大切だと考えています。



Patricia：社会的なバックラッシュを避けるためにも、アプリケーションやサービスに責任のあるAIを組み込んでいくことがとても大切だと考えています。責任あるAIについては既に広く議論が行われていて、データ保護の分野を始めとして各地域で検討すべき課題について様々な観点から情報の共有が行われています。

藤崎：ここで本日どんな方が参加されているのかを聞いてみたいと思います。本日研究者、事業者、AIユーザーとして参加している人はどれくらいいらっしゃるか挙手をお願いしてもいいですか？（会場への質問）

皆さんの反応だと、事業者やユーザーの方が多いことがわかったので、その観点から話を聞いていきたいと思っています。

責任あるAIについての取り組みはどれくらい進んでいますか？

Patricia：責任あるAIについては各国で実証実験が始まったばかりのところが多い印象です。コンサルティング会社や政府、大手企業を中心に、責任あるAIとは何かを考えるような機会が増えてきています。

金融分野ではAIガバナンスや責任のあるAIについて取り組むケースも出てきていて、機運は高まってきています。

藤崎：カナダではどんな企業が責任あるAIに興味を持っていますか？

Patricia：金融分野やコンサルティング、大手テクノロジー企業は取り組みを始めています。テクノロジー企業はコミュニケーションサービス提供企業等も関心を持っていて、日本同様に責任あるAIに取り組み始めている企業も増えてきています。

藤崎：国によってAIの付き合い方の違いがあれば教えてくださいませんか？



アンドリュー：生成AIに限らず、汎用AIについても、国や言語によってデータ数に大きな違いがあります。韓国の場合はデータ数がそもそも少ないのでモデル自体を作ることが難しい状況です。そのため韓国の場合はプライバシー以前にどうやれば作れるかについて調査をしている段階です。

藤崎：日本語の場合はどうでしょうか？

アンドリュー：LLMにはオーガナイザーと呼ばれる技術があり、文字列を別々の言葉に分解することができます。日本語だと文字数が多く、オーガナイザーには記録されていないようなケースもよくあるのです。英語だとスペースがあるが、日本語だとスペースがないという問題もあります。



藤崎：そうすると、日本語の場合はオリジナルでモデルを作らないといけないのでしょうか？

アンドリュー：大学や企業も国際LLMを作ろうとしていて、日本語にも対応したものを作ることが必要です。

藤崎：AIと向き合うためのルールや考え方とどのように付き合えば良いのでしょうか？

渡部：日本の場合は白黒はっきりさせてほしいという要望が多い印象です。前に[AIとデータに関する契約ガイドライン](#)を公表したのですが、最終的に400

ページくらいのガイドラインになりました。AIやプライバシーについて整理する場合にはどこかで線引きをしないとイケないが、Google等の大手企業とできたばかりのスタートアップのような企業では、ガバナンス対策でできることが異なるので、その点は考慮したものにする必要があります。

スタートアップの場合にはまず基本的なことに取り組んで、徐々に大きくなってくると関連するステークホルダーも増えていくから、それに合わせてガバナンス計画を作ることが大切だと思います。

今回のガイドラインではチェックリストも作成していますが、スタートアップ企業はまず基本的なことに取り組んでほしいと思います。

藤崎：日本企業ではルールを一つにまとめてほしいという要望が多いのでしょうか？

渡部：日本企業の場合はマネジメントが発生するようなガバナンスは苦手なので、できるだけ白黒はっきりと決めてほしいという要望が多い印象です。

ただ、ガバナンスの場合には白黒はっきりできない部分も出てきます。ですので、自分たちのゴールを見て、自分たちのステークホルダーにコミュニケーションをしていくような観点で、ガバナンスを考えてくださいと伝えています。

藤崎：カナダでも日本のようにAIを活用する際に白黒つけてルールを守りたいような考えもあるのですか？

Patricia：カナダでもグレーなゾーンはあります。顧客との取引においてもガバナンス上のグレーな部分がありますが、事前に考慮するようにしています。

カナダ航空でもそのようなケースがあり、情報を扱う従業員の方との線引きについては検討を行っています。



会場：AIガイドラインでの共通の理解をどこまでやるべきという点と、人間中心についての従前性をどこに定めると良いのでしょうか？

渡部：事業者にとって誰がステークホルダーであるのかをまず定めることが重要です。対象のステークホルダーが受け入れられるかどうかを考えると大切だと思います。

社会の変化によってステークホルダー関係が変わってくるので、これまでやっていたことが正しいと盲信するのではなく、ステークホルダーを軸に整理することが必要ですね。

個人情報保護法を例に考えると、ガイドラインのようなものを参考にするのは良いが、誰がステークホルダーであるかは会社のサービスによって変わってくるため、そこで始めて対策を考えることが必要だと思います。

大きな会社になるとステークホルダーが広がりますが、事業者が置かれた環境によって判断することが大切です。

会場：日本の著作権法30条の4で、AIの学習に対するデータ利用に対してどのように考えているのかを教えてください。

渡部：先程もお伝えしましたが、事業者にとって誰がステークホルダーであるのかをまず定めることが重要である。対象のステークホルダーが受け入れられるかどうかを考えることが大切です。

日本の著作権法について話をすると、著作権法は少し前に改正され、機械による学習については著作権法上問題ない行為であると判断されることになりました。その際に、アメリカのフェアユースの考え方を参考にし、機械学習はフェアな利用であるとする法律を作成したのです。

当時は先進的な法律であると評判が良かったのですが、昨年から風向きが変わり撤回した方が良いというような意見も出てくるようになりました。本来は政府で取りまとめをする必要がある内容ではありましたが、回答が非常に難しい質問も出てきています。

アンドリュー：日本の著作権の取り扱いについて、海外のAI企業は関心を持っているケースが多いです。どの企業が具体名は言えないですが、これからはAIを研究系で利用するケースも出てくるだろうと思います。

藤崎：海外企業から見ると、日本にはAIに活用できる研究材料がたくさんあるということですか？

アンドリュー：そうですね。LLMの学習にはビッグデータが必要で、ビッグデータを自由に使える日本は企業にとって重要な地域です。

Patricia：私からもお二人に質問で、著作権法について生成モデルとこれまでのAIモデルについて何か違いがあるのか教えて欲しいと思います。

渡部：ガバナンスの観点から考えると、正当な対価を支払うということが妥当であると考えられる。ステークホルダーについても検討した上で、コンテンツ保有者から承諾を得たり、許可を取るような行動をとってほしいと思います。

藤崎：文字列だけでどのように著作権を主張すれば良いのでしょうか？

渡部：著作権法の中だけで考えられないこともあります。声がわかりやすい例えとして出てくると思いますが、対象が著作物か否かの判断に頼る著作権法だけ考えるのではなく、ガバナンスの話としてステークホルダーとの向き合い方がこれからは重要になっていくと思います。

藤崎：今ある法律を前提に、企業運営への適用方法をアップデートすることが必要ということですか？

渡部：著作権法ではなく、ガバナンスの考え方を優先するようにすることが大切です。法律よりもガバナンスで対応する方が良いだろうという考え方ですね。



会場：これまでのお話を踏まえて、日本で性悪説に基づいて検討する場合には、どのように考えると良いのでしょうか？欧州のルールづくりは性悪説に基づいていると思いますが、どのように評価し、日本ではどのように捉えていくと良いのかも教えてください。

渡部：法律ができたとしても、実際に執行ができるかどうかが問題になります。欧州のようなハードローを作ったとしても執行の問題が出てくるので、ハードローを作れば問題が解決する話でもないのが悩ましいところです。GDPRの時もそうでしたが、何かしらポイントとなるものを作ることは重要であると思うので、日本でもルールづくりが必要になってくるだろうと思います。

データを利用することは、日本だけでどうにかなる問題でもありません。また日本だけにルールがないと、またそれは世界的に問題になります。これからは利活用と保護のバランスをとりながら、一定程度のルールは必要になると思いますが、それで問題が解決するわけではありません。

我々は共同規制的な考え方に重点を置いています。透明性を持った説明を求めて、その行為に違反した場合には罰則を行うようなことを考えているからです。



藤崎：Patriciaさんの意見についても聞いてみたいのですがいかがですか？

Patricia：EUのAI法のように社会から求められて規制していく方法もあると思うが、テクノロジーが発展していく未来とのバランスというのがより重要になっていくだろう。その辺りも含めて考えていくことが重要になると思う。

会場：AIのリスクを低減しながらも、リターンを大きくしていくためにカナダではどのような取り組みを実施しているのか？

Patricia：いくつか取り組みは始まってはいるが、まだ明確な動きはないので、日本と同様に個人データに関しては、欧州のデータ保護の中での評価をやっていかなことが求められていくようになるのではないかと思う。

藤崎：リスクを下げるために研究者としてどんなことが必要だと考えていますか？

アンドリュー：警察用のAIを例にとると、研究者であっても、自分たちがモデルを考える際にどのようなリスクがあるのかを事前に考えることが必要になると思う。

藤崎：AIの利用目的が人道的であるかどうかが重要なのでしょうか？

アンドリュー：そうです。誰かの写真を見て犯罪者かどうかを判断しても良いかどうかを、バイアス等の問題も含めて判断することが必要になるだろうと思います。

藤崎：倫理観や道徳については国の文化やルールに関わってくると思いますが、そのあたりはどのように判断すれば良いのでしょうか？

アンドリュー：中国では監視利用を進めています、それが良いかどうかを我々が判断することは難しいということでもあります。

会場：世界各国でAIに関連した制度の設計が進んできていますが、どのように捉えているか教えてください。また、アジャイルガバナンスのような考え方がありますが、技術の進歩によっていつ達成できるのでしょうか？

もし技術だけでは正しい使い方を達成できず、人間が永遠に取り組んでいかないといけないのであればその未来についても教えてください。

アンドリュー：ムーアの法則に従ってコンピューターの処理能力は50年かけて高くなってきたが、AIの計算量もどんどん増えていくので、技術発展はある程度落ち着いていこうと思います。

ただ、NVIDIAが開発するチップによって一気にAIの性能が高まっていくことにもなるので、そもそも技術の発展に対して、規制ありきで考えていくことが必要であるかをどうか検討することが大切です。

会場：政府の規制ではなく原則が大事だと思うが、その件についてはどう思いますか？

渡部：計算量などでルールを作るのは難しいと思います。基本自主規制と共同規制で対処すべきで、日本ではAI規制とは別にデジタルプラットフォーマーに対する透明化法のように、説明責任を求めるような動きも出てきているので、こちらは非常に参考になると思います。

特定のプラットフォーマーに対しては共同規制を求める形で上手く進めているけれども、適用対象が幅広いAIの場合は同様の規制を適用することは難しいのではないかと思います。

藤崎：最後に皆様からコメントをもらいたいと思います。今日話をしてみて伝えたいことがあればお願いします。

アンドリュー：まずは、利用意図等を踏まえた上で、よく考えてAIを利用することが大切だと思うので、気をつけて利用してください。

渡部：[著作権のパブコメには24000件以上のコメント](#)がついていました。通常は100件くらいなので、非常に関心が高い分野であることがわかります。このテーマは、政府も全てコメントを見ることが大変なくらい国民的な議論になってきています。

特定の人たちだけでなく、エコシステム全体の課題として考えることが大切だと思うので、皆さんで色々な議論を展開して行ってほしいと思います。

Patricia：私たちの活動に関心を持ってくださった方がいれば、日本で活動している後藤さんに色々話を聞いてみてください。



当日の写真



本レポートに関する問い合わせ
担当：一般社団法人Privacy by Design Lab
連絡先：info@privacybydesign.jp